

新型コロナウイルス感染症による 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどの世帯に対して、国民健康保険税を免除または減額する制度があります。

令和2年度の国民健康保険税納税通知書は、7月上旬に発送予定となっています。減免につきましては、納税通知書がお手元に届いてからご申請くださいますようお願いいたします。

対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、**主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入の額が前年の当該収入金額から10分の3以上の減少が見込まれる世帯で、下記の要件に全て該当する世帯**

〈要件〉

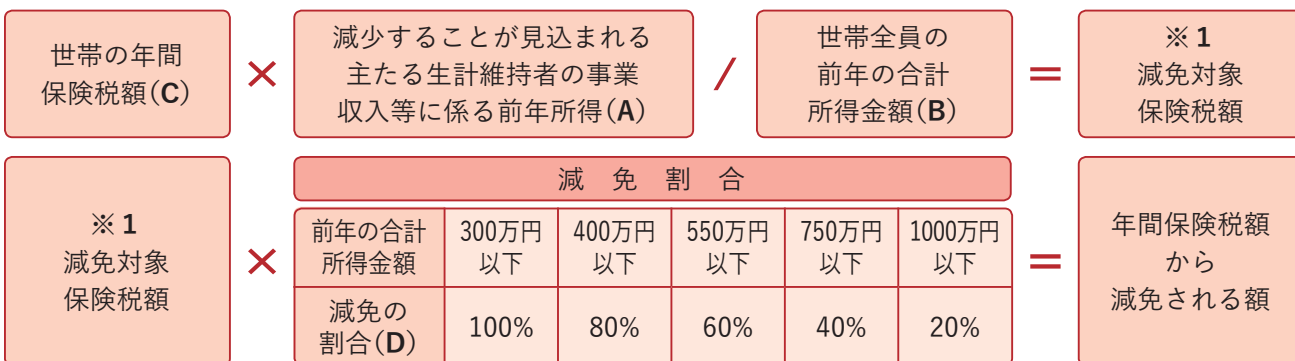
- 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※**主たる生計維持者**とは・・・主たる生計維持者は、原則、国民健康保険上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指します。

減免の算定方法

上記の①に該当する世帯：全額

上記の②に該当する世帯：以下のとおり



例) 夫婦と子2人の4人世帯で前年の総所得金額等の合計が400万円の場合
この世帯の年間国保税額(C) 50万円

【令和元年】

主たる生計維持者(夫)		妻		世帯の合計所得金額	
給与収入	500万円	給与収入	120万円	給与収入	620万円
所得(A)	345万円	所得	55万円	所得(B)	400万円

主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上の減少が見込まれる。

【令和2年】(1月～12月までの見込み)

主たる生計維持者(夫)	
給与収入	300万円
所得	200万円

※減免額の計算

$$50 \text{万円 (C)} \times 345 \text{万円 (A)} / 400 \text{万円 (B)} \times 80\% \text{ (D)} = 34.5 \text{万円}$$

●この世帯の減免されたあとの保険税年税額は以下のとおりです。

年間保険税額	—	減免される額	=	減免後の年間保険税額
50万円(C)		34.5万円		15.5万円

お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎ 0994(65)8414